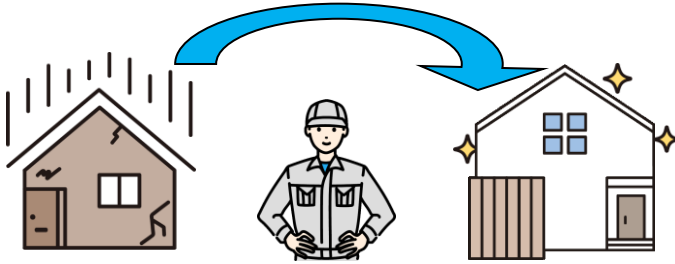


住宅リフォーム工事等に対し助成します！

増改築のリフォーム工事等に対し対象工事費（税抜き）の5%を寒川町共通商品券で助成。最大3万円分助成します。

電子申請はこちら



*「寒川町共通商品券」は町内約110の加盟店でご利用いただけます。

※取扱加盟店は下記二次元コードのリンク内「寒川町共通商品券」の「利用店舗」からご確認ください。

寒川町共通商品券



加盟店一覧



◎事業概要

地域経済の活性化を促進するため、町内業者による住宅リフォームを行う町民を対象に費用の一部を「寒川町共通商品券」で助成する制度です。

■申請できる人

- ① 寒川町に住民登録している人
- ② 申請者が対象住宅に居住していること
- ③ 納付期限の過ぎた町税等がないこと
(対象住宅居住者全員)
- ④ 工事着工前であること

■対象住宅

- ① 町内にある個人住宅
- ② マンション等の自己専有部分
- ③ 店舗併用住宅は、居住部分
(居住部分の面積を按分)

※注意！ 申請し、決定がされる前に工事に着手した場合は対象となりません。

申請から決定までは、2週間程度かかりますので余裕を持ってご申請ください。

審査状況によっては、決定までにさらに時間がかかる場合がございます。

■申請受付期間

令和6年4月1日より申請可能です。

※受付終了については、右欄「対象となる工事」の⑤をご確認ください。

■対象となる工事

- ① 住宅リフォーム（新築・改修・増築）工事
- ② 工事請負業者が町内の業者であること
- ③ 対象工事が消費税を除き、20万円以上であること
- ④ 他に同様の補助を受けていない工事であること
- ⑤ 令和7年3月14日(金)までに完了報告書類を提出できるもの



申請から「商品券」交付までの流れ

(役場窓口で直接申請する場合)

1 交付申請 (申し込み)

- 産業振興課に申請書類を提出する。(業者代行可)



【申請書類】

- * 指定の申請書 (第1号様式)
- * 個人情報に関する同意書
- * 添付書類・工事の見積書 (写)
 - ・ 工事請負契約書 (写)
 - ・ 工事図面 (写)
 - ・ 工事着工前のカラー写真

2 交付決定の通知 (申請の結果通知)

- 申請書類等の審査結果を、申請者に文書で通知します。

3 リフォーム工事 (工事の着手)

- 交付決定を受けてから、工事に着手してください。

※ 交付決定前の施行は認められませんので、ご注意ください！

- 工事内容の変更又は工事を中止する場合は、別に手続きが必要となります。変更箇所等の工事前に必ず一度ご連絡ください。(工事前後のカラー写真が必須です)

※ 変更手続きのない増加分の経費は対象外となります。



4 工事完了報告書類の提出 工事完了から必ず1カ月以内にご提出ください

- 工事終了後、工事完了報告書類を産業振興課に提出する。(業者代行可)



【工事完了報告書類】

- * 指定の報告書 (第4号様式)
- * 添付書類・工事の領収書 (写)
 - ・ 工事完了後のカラー写真
 - ・ その他の必要書類

5 商品券の交付

- 関係書類等の審査後、助成額を決定し、申請者に通知します。
- 産業振興課で、助成額相当の「寒川町共通商品券」を申請者に交付します。

※ 商品券を受領する際は、来庁する方の本人確認書類と交付額確定通知書を持参のうえ、産業振興課の窓口にお越しください。(申請者本人または同居の方が受領)

※ 電子申請の場合も商品券は産業振興課の窓口でお渡しします。

【見本】

役場（産業振興課）窓口への
提出時に記入ください。

第1号様式(第6条関係)

令和●年●月●日

(あて先)寒川町長

(申請者)住所 寒川町宮山165番地

氏名 寒川 工事

連絡先 74-1111

住宅リフォーム等建築工事推進助成事業交付申請書

住宅リフォーム等建築工事推進助成事業の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、助成の交付は寒川町共通商品券で受けることを承諾します。

助成申請額	金 円 ※申請時に確認するため記入しない
住宅の所在地	寒川町宮山165番地
住宅の所有者	寒川 工事
施工業者	名称 住宅リフォーム(株)寒川支店
	所在地 寒川町倉見●●番地 電話番号 75-●●●●
	個人事業 氏名 岡田太郎
主の場合	住所 寒川町田端●●番地 電話番号 74-●●●●
工事内容	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 補修・改善 <input type="checkbox"/> 設備補修・改善 具体的内容: 住宅の1階部分に子ども部屋を増築する。外壁
工事期間	令和●●年 4月20日(予定) ~ 令和●●年 5月20日(予定)
対象工事費	金 円 ※税抜き金額(申請時に確認するため記入しない)

法人の方はこちらに記入してください。

個人事業主の方はこちらに記入してください。

- 添付書類 (1)建築工事にかかる見積書の写し (2)建築工事請負契約書の写し
(3)建築工事図面 (4)建築工事着工前写真
(5)その他町長が必要と認める書類()

住宅リフォームは町内業者で！！

助成対象住宅リフォーム工事等参考例

(居住部分のみ対象となりますのでご注意ください。)

No.	工事内容	可否	特記事項
1	住宅の増築、改築、減築工事	○	
2	屋根の葺き替え、塗装、外壁工事	○	
3	内装工事（壁紙張り替え等）	○	
4	床暖房・フローリングの工事	○	
5	畳の入れ替え、表替え	○	
6	サッシ、雨戸等の取り替え工事	○	
7	部屋の間仕切り工事	○	
8	給排水衛生設備工事	△	単に設備（備品）の購入や設置、交換、修繕は×
9	電気設備工事（太陽光パネル設置工事含）	△	大規模な配管、配線工事を伴うものや内装・外装
10	ガス設備工事	△	工事に伴うものは○
11	カーテン等の取り付け工事	△	単独取付は× 内装工事に伴うものは○
12	手すりの取り付け工事	△	単独取付や他の助成制度等を利用した部分は× 内装工事に伴うものは○
13	バリアフリー改修工事	△	他の助成制度等を利用した部分は×
14	耐震改修工事	△	他の助成制度等を利用した部分は×
15	車庫	△	居住部分に付属していないものは×
16	ウッドデッキ取付工事	△	居住部分に付属していないものは×
17	シロアリ駆除等の薬剤散布・塗布	△	散布・塗布のみは× 床下工事等に伴うものは○
18	インターネット、テレビ等配線工事	△	単独工事は× 内装工事に伴うものは○
19	外構工事及び別棟の倉庫	×	
20	店舗併用住宅の店舗部分	×	

※詳細につきましては、お問い合わせください。

■注意事項等

*過去に助成を受けた方でも前回から10年度を経過している場合につきましては再度助成を受けることができます。

*令和6年度事業では平成26年度以前に交付を受けた方も再度の申請が可能です。

*虚偽申請や不正な事実が確認された場合は、交付決定は取り消されます。